

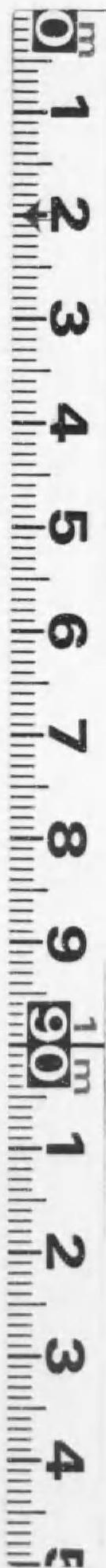
特115

710

金港堂編輯部編纂

新令公民教本 下の巻

金港堂書籍株式会社



始



43115
710

金港堂編輯部編纂

新令
準據
公

民教本
下の卷

金港堂書籍株式會社

大正

13. 8. 1

内交

新令
準據
公民教本 下の巻 目次

第一	國家	一
第二	天皇	五
第三	臣民と領土	一〇
第四	立憲政治	一四
第五	國務大臣・樞密顧問	一九
第六	帝國議會	二二
第七	行政	三二
第八	國法	四二
第九	司法裁判所	四五

目次

第十 國防……………五三

第十一 國交……………五八

第十二 交通……………六三

第十三 殖産興業……………七二

第十四 海外發展……………七四

第十五 世界に於ける日本……………七九

目次終

新令 準據 公民教本 下の卷

第一 國家

國家

國家は一定の民族が一定の領土に據り、獨立の主權しゆけんによりて統治せらるゝ團體なり。人は合同して生存する天性を有す。若し個人個人絶對に孤立せば人類は遂に滅亡すべし。故に人は家を成し國を成し以て其の生存を完うす。國家は合同生活の最も發達せるものにして、人は之によりて最も完全に其の生存を遂げ得るものとす。

我が國民は他の民族を混ざること極めて少きを以て、全國民悉く同族の感を有し、外國より移住し來るものも亦何時しか同化せらる。これ我が國民の團結力に富む所以にして民族の發展と國運の隆昌とを來せる一大原因なり。

一定の領土は國民存立の基礎にして國家の領土は國家の體軀とも謂ふべし、故に國家の之を防衛するは猶個人が自己の身體を防衛するが如し。他國の權力が自國の領土を侵すことを防ぎ之を護るは國民の本務の大なるものなり。國家存立の爲には獨立の主權なかるべからず。主權は内、國家の秩序を定め、國民の

生活を安全ならしめ、外國威を發揚し國民の利益を保護す。我が國にありては國家を統治する主權は萬世一系の皇位にありて、國民は無限の保護と無限の恩惠とに浴す。國民は絶對に主權に服従することによりて始めて完全に合同生活の目的を遂ぐることを得べし。

國家は永遠に亘りて獨立に生存す。個人の生存は一時のものにして國家の生存に比すれば極めて短く、寧ろ其の一部をなすものと謂ふべし。國民たるものが個人の利害を顧みることなく、國家永遠の目的にかなふやうにすべきは當然の理なり。國家の目的は民族

の生存と繁榮とを圖るにあり。故に國家組織の下に於ては、國家の目的と牴觸せざる範圍に於てのみ、國民は各自の幸福を享有し得べきなり。抑、我が國家は皇祖皇宗の肇め給ひし所にして人民ありて然る後に君主の起れる他の國家とは建國の制を異にす。況して我が皇室は我が民族の宗家として列聖の臣民を愛撫し給ひしこと眞に慈母の赤子に於けるが如し。我等は常に國家淵源の宏遠にして皇恩の至大なることを思ひ、忠君愛國の念を深うせずして可ならんや。

第二 天皇

天皇 不可侵權
上は責任
を負はざ
るをいふ
皇位

我が大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す。天皇は統治權の總攬者にして權力の本源なり。故を以て神聖にして侵すべからず。天皇の地位を皇位といふ。皇位繼承の開始原因は、天皇崩御の場合の外は之を認めず。天皇崩御まします時は皇嗣即ち踐祚し、祖宗の神器を承けさせらる。踐祚の後元號を建て一世の間再び改むることなし。即位禮及び大嘗祭は京都に於て之を行はせらる。皇位繼承は、(一)祖宗の皇統なること。(二)男系の男子なること。(三)皇族なることを要

し、其の順序は皇室典範の規定による。

皇位繼承の順位

皇位は皇長子に傳ふ。皇長子在らざる時は皇長孫に傳ふ。皇長子及び其の子孫皆在らざる時は皇次子及び其の子孫に傳ふ。皇子孫は嫡を先にし庶を後にす。皇子孫皆在らざる時は皇兄弟及び其の子孫に傳ふ。皇兄弟及び其の子孫皆在らざる時は皇伯叔父及び其の子孫に傳ふ。皇伯叔父及び其の子孫皆在らざる時は其の以上に於て最近親の皇族に傳ふ。

統治權の作用

統治權の作用は千差萬別なり。其中特に天皇の親裁し給ふ政務を憲法上の大權又は單に大權とも稱す。

憲法上の大權

統治權

君主親裁の作用

君主專行の作用……憲法上の大權

議會の協賛を要する作用……立法

機關に委任せる作用

司法

行政

憲法上の大權事項は左如し。

一 法律を裁可し、其の公布及び執行を命ずる權。

二 帝國議會を召集し、其の開會・閉會・停會及び衆議院の

解散を命ずる權。

三 緊急勅令を發する權。

四 法律を執行するため又は公共の安寧秩序を保持し、及び臣民の幸福を増進する爲めに必要なる命令を

發し、又は發せしむる權。

五行政各部の官制及び文武官の俸給を定め、及び文武官を任免する權。

六陸海軍を統帥する權。

七陸海軍の編制及び常備兵額を定むる權。

八宣戰・講和及び條約を締結する權。

九戒嚴を宣告する權。

一〇爵位・勳章其の他の榮典を授與する權。

一一大赦・特赦・減刑・復權を命ずる權。

一二財政上必要な時緊急處分を爲す權。

天皇未成年なる場合には攝政をおく。又久しきに亘

る故障により大政を親らすること能はざる場合には、皇族會議及び樞密顧問の議を経て攝政をおく。攝政は天皇の名に於て大權を行ふ。攝政に任ぜらるゝものは、皇族の成年者にして、其の順位は皇室典範の規定により成年に達したる皇太子又は皇太孫之に任ず。若し皇太子皇太孫在らざるか又は未だ成年に達せられざる時は、(一)親王及び王(皇位繼承順)、(二)皇后、(三)皇太后、(四)太皇太后、(五)配偶者なき内親王及び女王の順序による。

攝政又は攝政たるべき者が精神若しくは身体の重患あり、又は重大の事故あるときは皇族會議及び樞密顧

間の議を経て其の順位を變更することを得。
攝政は天皇の崩御、未成年の天皇が成年に達せられたるとき、天皇大政を親らする能はざるの故障除かれたるときに終了するものとす。

第三 臣 民

臣民は絶対無限に國家の主權に服従すべき身分を有するものをいふ。外國人の如きは、領土内に居住する間は主權に服従すべきものなるも、一旦領土を去るときは服従關係は消滅するものにして、主權に絶対無限に服従するものにあらざるを以て我が國の臣民には

あらざるなり。

日本臣民たるの要件は國籍法の定むる所による。即ち出生の際父が日本人ならば生れたる子は日本人なり。父が知れざる場合又は何れの國籍をも有せざる場合には母が日本人ならば子は日本人なり。父母共に知れず又は共に國籍を有せざるとき子が日本に於て生れたる時は日本人なり。外國人が日本人の妻となり、入夫婚姻を爲し、又は養子縁組を爲したるとき、日本人たる父又は母によりて其の者の子たることを認知せられたるとき、歸化を爲したるときは我が國籍を取得するものとす。

日本臣民は憲法の保護により、法律の規定によるの外、侵されざる利益の保障を受く。これ即ち憲法上の權利なり。

- 一 法律命令の定むる所の資格に應じ、均しく文武官に任ぜられ及び其の他の公務に就くこと。
- 二 法律の範圍内に於て居住・移轉の自由を有すること。
- 三 安寧秩序を妨げず及び臣民たる義務に背かざる限りに於て信教の自由を有すること。
- 四 法律の範圍内に於て、言論・著作・印行・集會・結社の自由を有すること。
- 五 相當の敬禮を守り、別に定むる所の規程に従ひ請願

を爲すこと

六 法律の定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はれざること。

七 法律に依るに非ずして、逮捕・監禁・審問・處罰を受けざること。

八 法律に定めたる場合を除くの外、許諾なくして住所に侵入せられ、又搜索せられざること。

九 法律に定めたる場合を除くの外、信書の秘密を侵されざること。

十 法律に定むる所に依る公益上必要の處分の外、所有權を侵されざること。

次に憲法が臣民の義務として定めたるもの二あり、兵役及び納税の義務是なり。國家の費用を分擔するは國民當然の義務にして、而も國民自身の費用を辨ずるに異ならず。又國を防衛するは國家の分子たる國民當然の義務にして、而も國民自身を防衛する所以たり。故に若し脱税を企て兵役を忌避するが如きものあらば國民の本分に背く罪極めて大なりといはざるを得ず。

第四 立憲君主國

國家は主權を有するものゝ如何に依りまして、君主國

と民主主との二つに分けます。

主權が一人の手に握られて居る國は君主國でありまして、人民全體が主權を握つて居る所の國は民主國であります。我が國は歴史上主權が天皇の手にあることが定まつて明かなるのみならず、憲法に於ても明らかになつて居ります。故に我が國は君主國であります。此の君主國と民主國との區別を名づけて國體上の區別といひます。

國家はまた政事の仕方によつて立憲國と專制國との二つに分かれます。これを國體上の區別に對して政體上の區別といひます。

一六
專制國に於ては主權者が少しも他の干渉を受くることなく、自分勝手に其の統治權の全部を獨裁專行し得るのであります。統治權の全部とは其の立法權たると、司法權たるを行政權たるを問はないのであります。故に專制國に於ては主權者が立法權・司法權及び行政權を專斷を以て行ひ得るのであります。だから明君上にあり、賢相之を輔佐して行くときは其の政事が非常にうまく行く、所謂善政を施して行くことが出来るのであるが、然らざる場合には、政事が不公平となり、人民は甚だしき不幸を見ることが多いのであります。

立憲國に於ては、憲法に基づいて政事をいたします。統治權の作用が立法・司法・行政の三方面に分かたれ、各其の機關によつて政事が行はれます。而して此の三つの機關は互に對等の地位を有し、敢て他を侵すことのないやうになつて居るのであります。これが立憲政體の特色であります。殊に人民から議員を選び、其の選ばれた議員が議會をつくり、立法權に參與することになつて居ることが立憲政體の最大特色であるのであります。

立憲君主國
國體が君主國體で、政體が立憲政體であるものを立憲君主國といひます。我が國は君主國で、立憲政治を布

いて居るのでありますから、立憲君主國であるのであります。

立憲政治
の由來

國體の變更は其の國の滅亡であります。我が國に於ては建國以來專制政體でありました。即ち專制國でありましたが、明治十三年頃から立憲政體を設立する目的の爲めに、人民が運動を起し、民選議院の設立、國會開設の建白書が澤山政府に呈出せられました。明治十四年には明治二十三年を期して國會を設けるとの詔が發せられ、明治二十二年紀元節の佳辰に、現行の帝國憲法が發せられました。明治二十三年に至り、愈々帝國議

會は召集せられ、立憲君國となつたのであります。

第五 國務大臣・樞密顧問

國務大臣

國務各大臣は天皇を輔弼し其の責に任ず。凡て法律・勅令其他國務に關する詔勅は國務大臣の副署を要す。輔弼とは天皇帝權の行使に關し、適法良策を進め、不法拙策を矯正するをいふ。若し輔弼の任を完うすること能はざるときは茲に責任を生ず。副署とは天皇の御名に副へて自己の名を署するをいふ。若し法律・勅令及び國務に關する詔勅にして國務大臣の副署なき時は、其の效力を生ぜざるものとす。國務大臣は原則

國務大臣
は輔弼の
機關に
關し、
各省大
臣は行政
の長官に
なり。

樞密顧問

二〇

として總理大臣及び各省大臣なりと雖も必ずしも然るを要せず。天皇は各省大臣以外に國務大臣を任命することを得べし。憲法上政府とは國務大臣又は内閣を指すものとする。

樞密顧問は樞密院官制の定むる所により、天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議する天皇の最高顧問機關にして、其の特質は左の如し。

一天皇の諮詢を待ちて會議を開き意見を上奏するものにして自ら積極的に行動せず。

二天皇の顧問として意見を上奏するのみにして自ら政務を施行し又は政務の施行に干與することなし。

三樞密院は内閣及び各省大臣とのみ公務上の交渉を有し其の他の官署帝國議會又は國民との間に文書を往復し又は其の他の交渉を有せず。

樞密院は議長・副議長各一名顧問官二十四名を以て組織せらる。而して各大臣は職權上より樞密院に於て顧問官たる地位を有し議席に列し表決の權を有す。會議は顧問官十名以上出席するに非ざれば之を開くことを得ず。議決は多數による。可否同數なる時は議長の決する所に従ふ。

第六、帝國議會

立法

立法とは、法律を制定するをいひ、之を制定するの權を立法權といふ。天皇が立法權を行使せらるゝには必ず帝國議會の協贊を経るを要す。

帝國議會
の組織

帝國議會の組織には一院制と二院制とあり。一院制とは議會を構成する合議體の單一なるをいひ、二院制とは、議會を構成する合議體の二部に分れ、各院各別に議決を爲し兩院の議の同一會期内に相合致するによりて始めて議會としての議決の成立するものをいふ。我が國の議會は、貴族院・衆議院の兩院より成る二院制

なり。

二院制は(一)社會の各階級を代表せしむること、

(二)國務を慎重に議せしむること、

(三)政府と議會との衝突を防ぐこと、

(四)議會の專恣を制すること等の利點あり。

貴族院は、貴族院令の定むる所により、左の議員を以て之を組織す。

一皇族 成年に達したる男子は當然議員たることを得。任期は終身なり。

二公侯爵 滿二十五歳以上の男子は當然議員たることを得。任期は終身なり。

貴族院の
組織

三伯子男爵 滿二十五歲以上の男子にして同爵中より選舉せられたる者。任期は七年なり。

四勅選議員 滿三十歲以上の男子にして國家に勳勞あり又は學識ある者にして勅任せられたる者。任期は終身なり。

五多額納稅議員 滿三十歲以上の男子にして、北海道及び各府縣に於て、土地又は工業商業につき多額の直接國稅を納むる者十五人中より一人を互選し、勅任せられたる者。任期は七年なり。

衆議院は選舉法の定むる所に依り公認せられたる議員を以て之を組織す。議員の任期は四年とす。今左

衆議院の組織

に選舉權被選舉權選舉の方法につき大要を述べん。

(一)被選舉權 帝國臣民たる滿三十歲以上の男子は被選舉權を有す。但し選舉法に禁止せられたる者は此の限りに非ず。

(二)選舉權 左の要件を具備する者は選舉權を有す。但し選舉法に禁止せられたる者は此の限りに非ず。

一帝國臣民たる男子にして滿二十五歲以上のものたること。

二選舉人名簿調製期日迄引續き六箇月以上同一選舉區内に住所を有すること。

三選舉人名簿調製期日迄引續き滿一箇年以上直接國

税年額三圓以上を納むること。

制限選挙と普通選挙

納税其の他の資格を定め選挙権に制限を設くるものを制限選挙といひ、然らざるものを普通選挙といふ。

〔三〕選挙の方法 北海道及び各府縣の区域内を分ちて幾つかの選挙区とし各市町村を投票区と定め各選挙区毎に定数の議員を選出せしむ。投票は單記無記名式にて各投票区に於てす。各選挙区毎に法定數以上最多數の投票を得たる者を當選人と定む。

投票に関する重なる原則

- (一) 投票は一人一票に限る。
- (二) 投票は自ら行ふべきものなり。
- (三) 被選人の名を自署せざるべからず。
- (四) 一定の投票用紙を用ふべし。
- (五) 投票は投票所に於て定時間中に行ふべし。

選挙の心得

- (一) 國家の爲め眞に適當なる人材を選ぶことにつとむべし。
- (二) 情實強迫賄賂等に左右せられざる様心掛くべし。
- (三) 棄權することあるべからず。

帝國議會は毎年召集せらる。議會は開會により有效なる行動を開始し、會期の満ちたるときは閉會せらる。

議事は議員總數の三分の一以上の出席を要し、過半数を以て之を決す。可否同數なる時は議長の決する所による。議事につき反省せしむる爲め議會の行動を一時中止するを停會といふ。停會效を奏せざるときは衆議院は解散を命ぜらる。解散とは衆議院議員の任期滿了前に其の資格を解除するをいふ。衆議院解散を命ぜられたる時は貴族院は停會となる。此の際の停會は閉會と同義なり。

帝國議會は立法に參與することを本領とし兼て財政にも參與し及び間接に行政をも監督す。
一立法に參與する權

(一) 法律案に協贊すること

(二) 緊急勅令に承諾を與ふるや否やを決すること。

(三) 憲法改正案を議決すること。

二 財政事務に參與する權

(一) 豫算案に協贊すること。

(二) 國債を起し又は豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すにつき協贊すること。

(三) 豫算超過の支出若くは豫算外の支出を爲したる場合に其の支出の諾否を決すること。

(四) 緊急財政處分に承諾を與ふるや否やを決すること。

(五) 決算を審査すること。

兩議院各別に有する権限は左の如し。

一天皇に上奏を爲す權。

上奏は議院の意思のある所を聖聞に達するをいふ。

二政府に建議を爲す權。

建議とは議院が法律其の他の事件につき意見を政府に建白するをいふ。

三法律案を提出する權。

議院の發案は其院の議決によりて成立するものにして議員の發議とは異なる。議員の發議が其の院を通過し、他院にまはされたる時に其の院の法律案の提出即ち發案となるなり。

四請願を受理する權。

五内部の整理に必要な規則を制定する權。

議員の權利・義務は左の如し。

一質問權。三十人以上の賛成者あるときは政府に質問することを得る權。

二議院に於て發言したる意見及び表決につき院外に於て責を負はざる權。

三現行犯又は内亂外患に關する罪を除く外會期中其の院の許諾なくして逮捕せられざる權。

四歳費旅費を受くる權。

五召集に應じ出席を爲すの義務。

第七 行政

三三

行政とは統治權の作用中憲法上の大權事項立法及び司法を除きたる殘餘の政務をいふ。行政の作用は之を分つて内務・外務・軍務・法務・財務の五とし、行政を爲すべき機關は之を分つて行政官廳・公共團體の二とす。行政官廳は單に官廳ともいふ。一人又は數人の官吏を以て組織し、天皇の委任により一定の範圍の行政事務につき國家の意思を決定するの權を有する機關なり。其の一人を以て組織するものを單獨制の官廳といひ、數人を以て組織するものを合議制の官廳といふ。

官吏 官吏とは天皇又は其の委任を受けたる機關によりて任命せられ國家の事務を擔任する義務を負ふものをいふ。或は官廳を構成し或は其の補助機關となる。

官吏は俸給を受くる權實費辨償を受くる權等を有し、忠順の義務服従の義務品位を保つ義務秘密を守る義務職務執行の義務等を負ふ。

行政官廳には、中央官廳と地方官廳との別あり。

〔一〕中央官廳 分職制により其の權限が全國に及ぶものをいふ。

一 内閣 國務各大臣を以て組織する合議制の官廳なり。内閣が行政官廳として獨立の決定權を有する事項は各省間の主管爭議及び土地收用に關する公

三三

益事業の認定これなり。

二内閣總理大臣 單獨制の官廳にして各省大臣の首班に位し、機務を奏宣し、旨を受けて行政各部の統一を保持するの責任を有す。其の發する命令を閣令といふ。

三各省大臣 單獨制の官廳にして各主任の事務につきては最高の行政官廳なり。其の發する命令を省令といふ。

(一)外務大臣 外國に關する政務の施行、外國に於ける帝國商事の保護及び在留帝國國民に關する事務を管理し、外交官・領事官を指揮監督す。

(二)内務大臣 神社・地方行政・議員選舉・警察・土木・衛生・理・出版・地著作權・都市計畫及び拓殖等に關する事務を管理し、警視總監・北海道廳長官・府縣知事を監督す。

(三)大藏大臣 國家の財務を總括し、會計・出納・租稅・國債・貨幣・銀行等に關する事務を管理し、且地方財政を監督す。

(四)陸軍大臣 陸軍軍政を管理し、陸軍軍人・軍屬を統督す。

(五)海軍大臣 海軍軍政を管理し、海軍軍人・軍屬を統督す。

(六)司法大臣 司法行政事務を管理し、裁判所及び檢事

局を監督す。

(七) 文部大臣 教育・學藝及び宗教に關する事務を管理す。

(八) 農商務大臣 農商工・水産・林野・鑛山・地質・畜産・米穀法施行・其の他主要食糧需給調節等に關する事務を管理す。

(九) 逓信大臣 通信・運輸に關する事務を管理す。

(十) 鐵道大臣 鐵道及び軌道に關する事務を管理す。

(二) 地方官廳 地方官廳とは分地制により其の權限が一地方に限らるゝものをいふ。

一 府縣知事 府縣を以て管轄區域とする地方官廳に

郡長の如く知事の權限を有するが、警察事務に關するは、警察事務に屬し、郡長に屬す。

して、内務大臣の指揮監督を受け、管内の行政事務を管理し、郡市長を監督す。

二 郡長 島司 郡長は知事の指揮監督の下に管内の行政を管理し、町村長を監督す。

島司は、勅令にて指定せられたる島地におかる。其の地位、職權は略郡長に同じ。

勅令にて指定せられたる島地は、大島・伊豆・小笠原・島・隠岐・對馬・大島・鹿兒嶋・縣・宮古島・八重山・島等なり。

三 警視總監 特別行政官廳にして内務大臣の指揮監督を受け、東京府内の警察・消防及び衛生事務を管理す。

四北海道廳長官 其の地位權限略府縣知事に同じ。
 たゞ拓地殖民の事務の加はれるを以て異なりとす。
 五樺太廳長官 內閣總理大臣の指揮監督を受く。其
 の地位權限は略北海道廳長官に同じ。
 六朝鮮總督 朝鮮に於ける諸般の政務を統轄し、內閣
 總理大臣を経て天皇に上奏を爲し及び裁可を受く。
 安寧秩序を保持する爲め陸海軍の司令官に出兵を
 請求し、又勅裁を経て制令を發す。
 七臺灣總督 內閣總理大臣の監督を受け、臺灣及び澎
 湖列島諸般の政務を統轄し、又勅裁を経て律令を發
 す。

八關東廳長官 內閣總理大臣の監督を受けて、關東州
 に於ける行政事務を管理す。但し外交事務に關し
 ては外務大臣の監督を受くるものとす。
 九南洋廳長官 我が國委任統治にかゝる南洋諸島の
 政務を統轄す。

公共團體とは、國家の事務の一部を處理することを其
 の存立目的と爲し、其の存立目的たる事務を行ふべき
 義務を國家に對して負擔する公法人をいふ。所謂自
 治とは公共團體が國法に従ひ、自己の機關により其の
 團體の事務を處理することをいふなり。公共團體は
 更に之を二つに分つ。地方團體、公共組合即ちこれなり。

地方團體即ち市町村府縣等の行政につきては既に前卷に於て述べたれば茲に之を省く。公共組合とは一定の人民を以て構成せらるる公共團體をいふ。水害豫防組合・農會・商業會議所・耕地整理組合等は何れも之に屬す。行政行爲が私人の權利又は利益を侵害したる場合に私人が其の侵害に對して救済を求むる手段を行政救済といふ。分ちて訴願及び行政訴訟の二とす。訴願とは違法又は不當なる行政處分により、權利又は利益を害せられたる者が直接上級廳に對して爲す所の處分の變更又は取消の請求をいふ。

行政訴訟とは行政機關の違法處分によりて權利を害せられたる者が、行政裁判所に對して起す訴にして、其の處分の取消又は變更を求むる手段なり。

訴願及び行政訴訟を許す事項

- (1) 租税及び手数料の賦課徴收に關する事件。行政訴訟は海關税を除く。
- (2) 租税滯納處分に關する事件。
- (3) 營業免許の許否又は取消に關する事件。
- (4) 水利及び土木に關する事件。
- (5) 土地の官有民有の區分に關する事件。
- (6) 地方警察に關する事件。行政訴訟は之を省く。
- (7) 其他法律又は勅令に於て特に訴願を許したる事件。

第八 國法

四二

多數の人民相集りて共同生活を爲すに當り、其の團體の秩序を保ち、内部の平和を維持せんには、必ずや各人の則るべき法則なかるべからず。若しこれなからんか、各人は各自の利益のみをはかりて他人と争鬪を爲し、其の結果弱者は強者に壓倒せられて、生命財産の安固を保つことを得ざるに至らん。故に國家あれば必ず法あり。法とは國家共同生活の目的を達せんが爲め、統治權者が制定又は認定したる國民行爲の準則をいふ。

我が國法には左の如き種類あり。

我が國法の種類

〔一〕憲法 憲法とは統治權の所在及び其の作用の形式を明かにし、且統治機關の組織權限を規定したる國家根本の法規をいふ。

〔二〕皇室典範 皇室典範は、皇室に關する根本法規にして、憲法とあはせて國法といふ。

〔三〕法律 法律は政府貴族院衆議院に於て法律案を提出し、帝國議會の協贊を経、天皇之を裁可する事によりて成立するものなり。裁可の方式は天皇御名を親署し給ひ、内大臣御璽を鈐し、國務大臣之に副署す。

〔四〕命令 命令は其の成立に帝國議會の協贊を要せざるものをいふ。天皇の親ら發せらるゝ勅令と行政

官廳をして發せしめらるゝ命令(閣令・省令・府縣令等)とあり。

法は公布によりて其の效力を生ず。國民は國法を遵守するの義務を有す。若し之を遵守せざるときは國家の秩序は亂れ、國民の生命、財産は直ちに危きに陥るべし。法は國家の綱紀にして、社會の安寧秩序を維持し、國民の幸福を増進するに必要有效なる保障なり。法は道德と同じく共に人の行爲の法則なり。然れども道德は人類行爲全般の法則にして、各人の良心に任せて之に服従せしむるに對し、法は共同生活上特に必要なるもののみの規定にして、權力によりて強行せら

るゝものなり。

法の命ずる所は必ず之を行ふべく、法の禁ずる所は決して之を行ふべからず。法の許す所は之を行ふべきや否や、更に道德上の考量を要す。

第九 司法裁判所

司法とは民事・刑事の事件につき裁判を爲す統治權の作用をいふ。裁判所は天皇の名に於て司法權を行ふ。裁判官は法律に定めた資格を有する者を以て之に任じ、刑の宣告又は懲戒處分によるの外其の職を免ぜらるゝ事はないのである。裁判官は此の地位の保障を

有し、裁判を爲すに當りては他の官廳の干涉又は上官の指揮を受くることなく、全く自己の意に基づき其の確信する所に従ひて法規を解釋し適用する。之を司法權の獨立といふ。

裁判所

裁判所は、民事・刑事の訴訟を審理する憲法上の機關であつて左の四種ある。

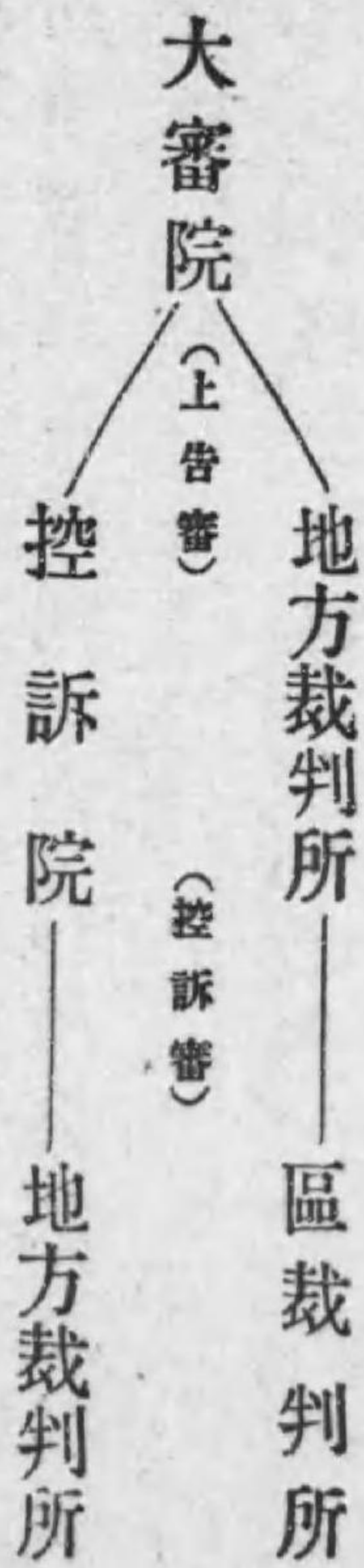
〔一〕區裁判所 單獨制であつて判事は一人である。輕微なる民事・刑事及び非訟事件を取扱ふ。

〔二〕地方裁判所 判事三人より成る合議制であつて、區裁判所の權限に屬せざる事件の第一審及び區裁判所の第一審判決に對する控訴を裁判する。

〔三〕控訴院 判事三人より成る合議制であつて、地方裁判所の第一審判決に對する控訴を裁判する。

〔四〕大審院 判事五人より成る合議制であつて、地方裁判所及び控訴院の第二審に對する上告及び第一審にして且終審たる皇室及び國事に關する犯罪の裁判をする。

我が國の裁判所は事件の慎重審議を期する爲め、三審制をとつて居る。



裁判所の職員には、判事・裁判所書記及び執達吏しゅうたつがある。判事は裁判を司り、裁判所書記は、訴訟記録・往復文書・會計等の事務を取扱ひ、執達吏は、區裁判所に屬し、文書の送達・裁判の執行を掌る。裁判所の附屬員に辯護士及び公證人がある。前者は當事者の委任又は裁判所の命令に従ひ當事者の爲に辯論し、後者は人民の囑託に應じ、民事に關する公正證書を作成するを以て職務とする。

検事局

各裁判所に、検事局があり、検事が其の事務を司る。検事は裁判所に對して獨立の地位を保有し、上官の指揮監督を受け、刑事事件につきては犯罪の搜索さうさくを爲し、公訴を提起し、法の正當なる適用を請求し及び判決の適當に執行せらるゝや否やを監視する。又民事事件についても必要なる場合には訴訟に干與するの権限を有する。

犯罪

犯罪及び刑罰

〔一〕犯罪 犯罪とは刑罰法令に列擧せられたる行爲にして、犯意若くは過失を伴ふ責任能力者の違法行爲をいふ。故に(一)責任能力なき満十四歳未滿の幼者及び心神喪失者の行爲、(二)法令又は正當業務による行爲、(三)急迫不正の侵害に對し自己又は他人の權利を防衛する爲め已むことを得ざるに出でたる行爲、(四)自己又は他人の生命・身體・自由若くは財産に對する現在の危難を避くる爲め已むことを得ざるに出でたる行爲にして、其の行爲より生じたる害其の避けんとしたる害の程度

を越えざる場合等は犯罪は成立せざるものとする。

〔二〕刑罰 刑罰とは、法益侵害者に對する制裁として國家が其者の法益を剝奪し將來の侵害を豫防する手段をいふ。刑罰を大別して主刑・附加刑の二とす。主刑は獨立して科することを得る刑罰にして、附加刑は主刑に附隨してのみ科すべき刑罰なり。主刑は生命刑・自由刑・財産刑に分つを得べく、死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留・科料の六種あり。附加刑には財産刑として沒收の一種あるのみ。

(一)生命刑 死刑は犯人の生命を奪ふ。絞首して之を執行す。

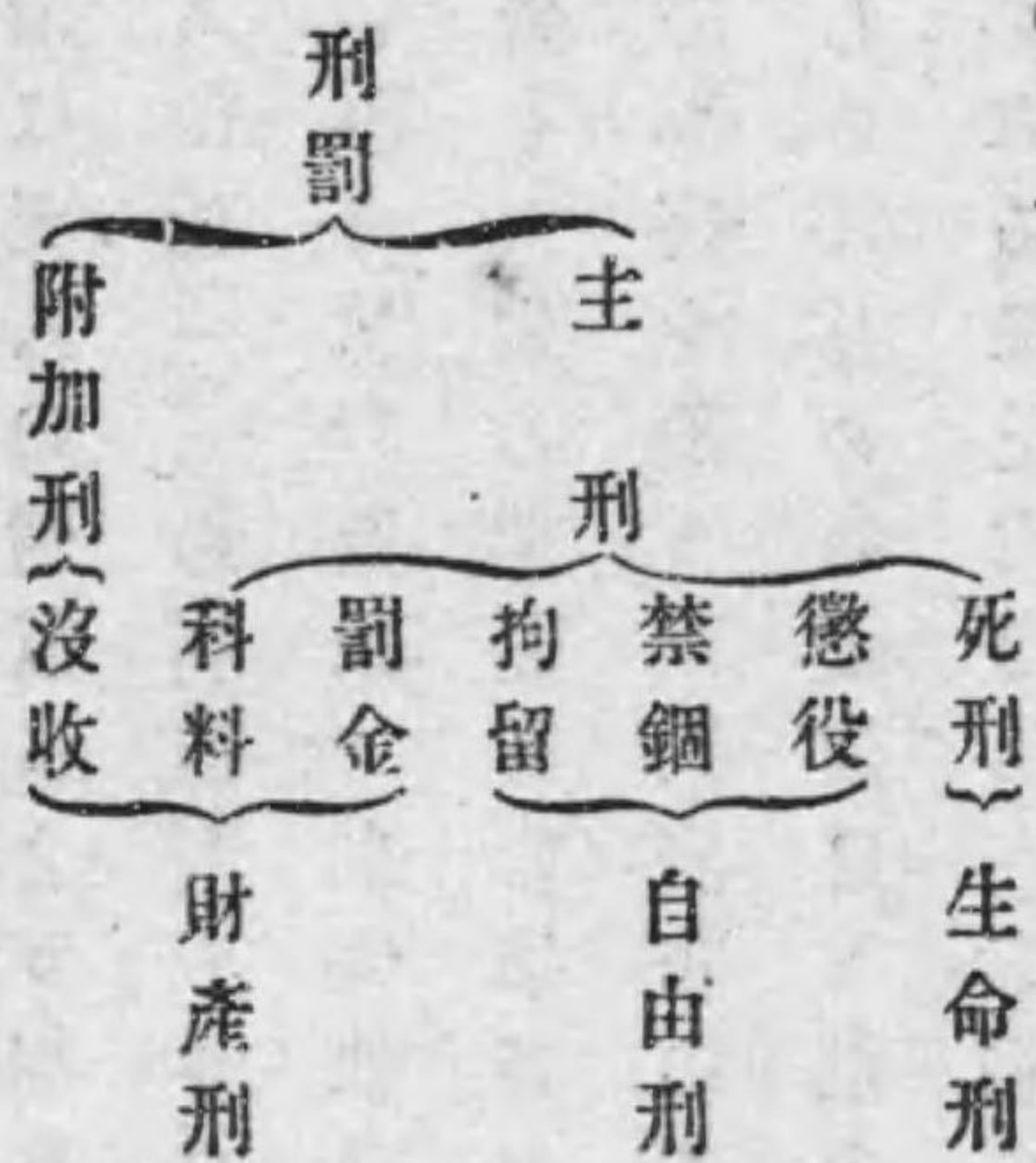
(二)自由刑 自由刑は人の所在若くは運動に關する自由を剝奪若くは制限するものなり。懲役・禁錮・拘留の別あり。

懲役は強制的に勞役を科せらる。禁錮と拘留とは期間の長短の差あるのみ實質は相同じ。即ち懲役の如く強制勞役なし。

三 財産刑 財産刑は金額の支拂、物件の沒收等なり。前者に罰金・科料の二あり。沒收は附加刑として認むるのみ。

罰金・科料は犯人の財産中より一定の金額を支拂はしむる刑罰にして兩者は金額上の差あるのみ。實質は相同じ。

沒收は犯罪組成物・犯罪供用物・犯罪產出物及び獲得物を沒收するものとする。



刑罰は犯人の情狀により加重減輕若くは免除せられ、一執行の終了(二)犯人の死亡(三)恩赦、四刑の執行猶豫の完成等によりて消滅す。
 (三)刑の執行猶豫 刑の執行猶豫とは輕微の犯罪に對し單に刑罰を宣告し、一定の期間其の執行を猶豫するをいふ。此の制度は短期自由刑の弊害を除き刑罰宣告の威嚇力により犯人をして改過遷善良民たらしめん爲めの政策なり刑の執行猶豫は、(一)前に禁錮以上の刑に處せられたることなきもの、(二)前に禁錮以上の刑に處せられたる事あるも其の執行を終り又は其の執行の免除を得たる日より七年以内に禁錮以上の刑に處せられたる事なき者が、(三)二年以下の懲役又は禁錮の言渡を受けたる時に、(四)情狀により一年以上五年以下の期間其の執行を猶豫せらるゝなり。若し猶豫期間内に於て執行猶豫の言渡が取消さるる事なき場合に於ては、猶豫期間の経過と同時に刑の言渡は其の効

力を失ふ。即ち刑の言渡を爲さざると同一の状態となるなり。

第十 國防

國家には海陸の防備がなければならぬ。國防嚴にし始めて始めてよく國土を自衛し、他國の侮を禦ぎ、外交と相俟つて國の威信を揚げ、國利民福を増進し、更に世界の平和を保つことが出来るのである。かくて列國相競うて軍備の強大を圖り、國民の負擔を増大して生活を脅かし、また人類の生活を不安ならしめた。殊に歐洲に於ける大戰亂によつて、戰禍の恐るべきことを痛切に感じたので、世界の諸國は、北米ワシントン府に平和

會議を開き、軍備の制限縮小を協定した。これ誠に喜ぶべきことであるが、去りとして軍備の不要を語るものではない。平和は吾人の理想であるが、現今の國際關係に於ては、時として、戦争を避くることの出来ない場合がある。されば、一は以て平和の保障とし、一は以て國家有事の場合に備ふる爲、海陸の軍備を充實する必要があるのである。

國民皆兵

國民皆兵は我國の古俗である。古は民皆兵となり、天皇親ら之を率ゐられたが、中世に至つて、兵馬の權は武門に移り、兵農自ら分れ、將帥の職は世襲となり、農工商は之に與ることが出来なくなつた。然るに明治六年

統帥權

陸海軍の機關

徴兵令が發布せられ、日本臣民にして滿十七歳から滿四十歳までの男子は、すべて兵籍に入り、國家を守護する義務と權利とを得たのである。されば國民は一旦緩急ある場合には、男女を問はず、老幼を論ぜず、義勇公に奉じて國民皆兵の實を擧げねばならぬ。我が國は天皇大元帥として陸海軍を統帥せられ、軍務輔翼の機關として元帥府を置き、又別に軍事參議院があり、重要な軍事上の諮詢に應ずるのである。陸海軍に關する行政事務を管掌する官署に陸軍省と海軍省とがあり、國防及び用兵の計劃をなさしむる爲に、陸軍に參謀本部、海軍に軍令部がある。

陸軍は憲兵・歩兵・騎兵・砲兵・工兵・輜重兵の六科と、經理・衛生・獸醫・軍樂・監督の五部とから成り、近衛外二十師團に配備されてゐる。別に交通兵團があつて電信隊・航空隊等が之に屬するのである。

海軍は戰時には海上防備・敵國攻撃・陸軍輸送等に任じ、平時には通商貿易・海外居留民・植民地の人民及び漁獲の保護・沿海の警備等に當るのである。日本全國の海岸及び海面を五海軍區に分ち、軍港を設けて海軍の根據地となし、鎮守府を置いて出師の準備、軍需品の供給、軍港の警備、軍艦の製造・修繕、兵員の徵募・訓練等を掌るのである。

満十七歳以上の男子は志願して現役に服するが、出づるに來

徵兵検査

壯丁は満二十歳に達すれば、徵兵適齡の届出をなし、検査を受くべきものである。検査に依つて體格の等位を甲乙丙丁戊の五等に分け、甲種乙種は兵種を區別せられ、抽籤によつて現役兵若くは補充兵に服し、其他の甲種乙種及び丙種は國民兵役に編入され、丁種は不合格として兵役を免ぜられ、戊種は翌年迄徵集を延期されるのである。

在郷軍人會

帝國在郷軍人會は明治四十三年發會の式を舉げてから茲に十餘年、事業着々として進捗し、其の發達目ざましきものあるは國家のため慶賀すべきである。大正三年十一月三日には、天皇陛下親しく勅語を下した

まひ、御内帑金拾萬圓を御下賜あらせられた。會員たる者は、宜しく軍隊に於て養ひ得たる規律の習慣と、奉公の精神とを以て、之を郷里に施し、業務に加へ、以て自他を益し、生産を増し、風俗を良くし、富國強兵の實を擧げねばならぬ。而して一旦緩急あるや直に銃劍を執つて國難に當り、陛下の股肱たるの本分を盡さねばならぬ。(金港堂法制經濟教科書)

第十一 國 交

國交

人と人との間に交際あるが如く國と國との間にも國交あり。而して親善なる國交は國家相互の福利を

條約

増進し、世界の文明を發達進歩せしむ。故を以て世界の文明諸國は各、其の獨立を鞏固きよくこにすると共に、益、交誼を厚うし、親和往來して、有無相通じ、長短相補ひ以て其の福利をはかり、文明の惠澤を俱ともにせんことを努む。我が國も明治維新と共に國を開きて國際の班に入りしが、其の後日尙淺きにかゝはらず、彼我の交情年と共に厚きを加へ、今や各國と條約を結び、通商貿易を盛にし、列國と對等の交際を結ぶに至れり。抑、條約とは國家間の約束にして其の締結權ていけつけんは天皇の大權に屬し、通例全權委員を任命して、外國の全權委員と條項を議定せしめ、然る後天皇之を批准ひしんし給ふ。批

准とは天皇が全權委員の議定したる條約案を承認するの意思を表示し給ふをいふ。條約は之によりて成立し、交換によりて其の効力を發生す。條約には修好通商條約・同盟條約・講和條約・犯罪引渡條約・赤十字條約・萬國郵便電信條約等あり。國交の目的を達するにつき最も重んずべきは和親と通商とにして、これが在外機關には外交官と領事官とあり。

〔二〕外交官 外交官は外國に駐在し、本國との間の政治上の事件に關する事務を處理す。特命全權大使・特命全權公使・代理公使等の別あり。

〔二〕領事官 領事官は外國に駐在し、本國との通商貿易の發達をはかり在留國民の保護取締を爲す等主として經濟上の事件に關する事務を處理す。總領事・領事・副領事・領事官補・名譽領事等の別あり。

現今列國は、互に交誼を厚うし、平和の間に人文を發達せしめんことに務むれども往々利權の衝突あり、かゝる場合には周旋・居中・調停・仲裁・裁判等の平和の手段によりて解決を試む。平和手段によりて解決することを得ざれば已むなく武力に訴ふ、之を戦争といふ。戦争は國と國との衝突にして人と人との鬭争にあらず、故に怒を個人に及ぼさざるを道とす。故に戰時國際

法の中には殘酷なる殺害を行はざること、俘虜を虐待せざること、非戦闘員に損害を加へざること等を定め戦争の慘禍を減ぜんことにつとむ。攻守同盟國に對しては條約を重んじ義務を守るべく、又他國の戦争に際し局外中立を宣言したる時は嚴正に中立法規を守るべきなり。

國と國との紛議鬭争は往々個人の行動に其の端を發することあり。これ一人の輕舉妄動が累を國家に及ぼすに至れるものなれば我等は常に其の舉動言行を慎まざるべからず。特に外國に在る者は常に國家を念頭に置きて苟も國辱となるべき言動を慎むは勿論

國家に累を及ぼすが如き行爲あるべからず。

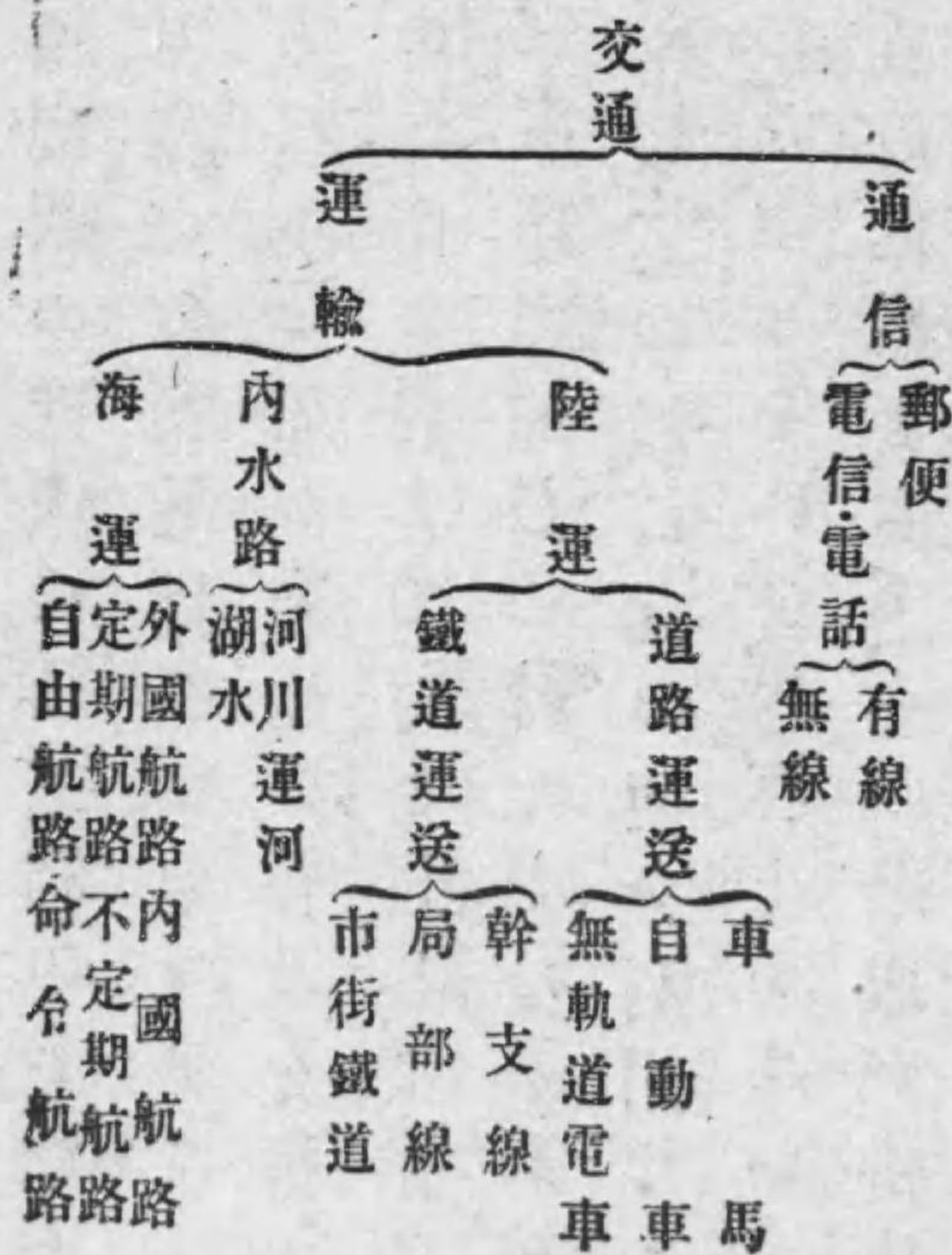
第十二 交通

交通とは人畜・貨物及び思想の往來移動をいふので、在處を變ずるといふ事が其の特色である。

交通は其の運送の目的物に従つて分つて見ると人と物と思想との三つになる。勿論禽獸は物の中へ入れるのである。所謂思想の輸送とは郵便・電信・電話で通常之を通信と稱へ人と物の運送と區別して居るのである。運送は通路の所在によつて區別すると陸上運送と海上運送との二つとすることが出来る。將來は空中運

送も出来るであらうと思ふ。陸上の運送は抵抗力多きに反し水上のは殆どこれ無きが爲め海上運賃は遙かに陸運よりも安く、従つて重量品・嵩高品・廉價品の長距離運送に適し、海運は道路に於ける幅員とか鐵道に於ける車輛の大きさ等の如き制限無きが爲め遙かに大量の輸送に當ることが出来、なほ海運は水の連なる處自由に船を行ふことを得べく、海洋は天下の公道で何人の行くをも妨げざるを以て海運市場は常に世界的競争である。陸運では荷物が停車場に山を爲して貨車不足の聲が叫ばれても、他所の鐵道を一寸移して來て運送させるといふ譯には往かぬからどうしても獨

占的になるが海運ではさうでない。陸運を更に分けると、道路上に車馬を以てするものと、鐵道によるものがある。



交通機關の發達には二種の意味がある、外延上の發達と内容上の發達即ちこれである。外延上から觀た發達とは、(一)先づ交通の普及を指す。即ち船車の便が浦の涯^ぎ山の奥まで行き亘り、世界各方面の交通機關が互に脈絡が通じて統一したる系統を爲し、聯絡相通の便が出来、(二)竝に此の便を利用する人畜貨物通信が澤山になる事をいひ、内容上からいふ交通の發達とは、(一)運賃の低廉となり、(二)運送が快速・安全・正確・便利となることをいふのである。

交通機關は人類生活上實に重大なる使命を有つて居る。特に現時の發達したる社會に於ては交通機關の

設備を前提として、其の基礎の上は一切の社會組織を樹立して居るのであるから、政治上・經濟上・社會上瞬時も交通機關を缺くことはできない。今左に交通發達のこれ等各方面に及ぼす影響の概略^{がいりやく}を述べて見やう。

(一)交通の經濟的影響 (一)交通が發達すれば原料及び食料品を遠隔の地に仰ぎ且生産物の販路を遠方に開拓することが出来る結果、生産は大規模となり、地方的分業が最も完全に行はれる。(二)生産費が安くなるから従つて物價が低落する。(三)甲地と乙地との間、甲の時と乙の時との間に物價の差違のあるは治く人の知る所であるが、交通が發達すればそれが減じて來る(四)

交通と商業とは互に因となり縁となつて其の發達をたすけ人生幸福に資することが極めて大である。

〔二〕交通の政治的影響 (一) 國內の交通が容易に行はれるやうになると、人民相互の關係が密接となり、言語風俗思想が統一されて來る結果眞に國民的國家が起る。(二) 國家の膨脹力は交通機關の備はると否とに比例するといふことが出来る。國自ら交通機關を備へて居なければ植民地を興す譯にも往かず、假令興しても之を維持することが出来ぬ。即ち植民地が敵襲に會したとか、或は内亂が起つたといふ場合に直ちに有力なる兵員、武器を送ることが出来なくてはならぬ。

艦船が必要である。陸續きであつても大兵を動かすには十分なる鐵道と道路とを持たねばならぬ。(三) 交通發達の結果は戦争が早く大きく激しきものとなるけれども、害毒は却て淺くなる。且交通は國民相互間の意味を疏通せしめ誤解を氷釋ひようしゃくせしむる力あるを以て戦争を未然に防ぐの效がある。

〔三〕交通の社會的影響 (一) 交通によつて文明が統一せられる。封建時代には薩藩の人と奥州の人とは通辯無しでは意が通じ兼ねる位であつたが、明治維新後教育制度を一つにし教科書を統一し、汽車汽船の便が出來人の交通往來が自由となつて來たので標準語を

用ふるやうになつて來た。言語の統一が出来るのも
遠い將來でない。(二)交通は風俗習慣に變化を來し日
本が大に歐化したのは何よりの證據である。日本國
内に於ても各地の風俗習慣が互に影響して居る。(三)
文學藝術も國內のものは勿論外國のもの迄も交通に
よつて各地にひろがる。文化は宛がら落ちる小石が
描く波紋の如く、若くは蜘蛛の巢の一點に觸るゝ動き
が全部に波及するが如きものである。世界人類の平
和の維持と文明の統一進歩しんぽこれが交通の人生に對す
る貢獻中最も高尚なるものであらう。(四)交通の發達
につれて製造工業は地方分散の状態を脱して都市へ

集中し、こゝへ多勢の労働者を吸集する。都會へは富
が集中し、權威が集中し、娛樂が集中し、田舎に較べて非
常に高度の文明を産出したために、我も我もと都へ集ま
り、こゝに種々の都市問題、貧民問題などが發生する。
之を要するに交通機關の整備すると否とは社會發達
上に大なる關係を有することはさきに述べたるが如
くである。是を以て之が設備改良の爲めには國家は
充分指揮監督し場合によつては自ら手を下す事を必
要とする。

第十三 殖産興業

國家の興隆する所以は一ならずと雖も、財力豊かならずんば、之を經營發達せしむること能はず。兵力充實するも、民力富まずんば、其の國勢は振はず。政府の財政は人民の富の程度を標準とす。日本の國家は施設すべき事業多くして莫大なる國費を要し、又既に巨額の國債を負擔せり。されば國民たるものゝ、忽にすべからざるは殖産興業なり。

我が國は古より農を以て立國の大本とするが故に、善く耕し善く耘り、種子を改良し、肥料を精選して、農

産の増收を圖らざるべからず。又養蠶牧畜に出精し、水産を養殖し、鑛物を採掘せざるべからず。森林も亦國家の富源にして、木材を供する外、水源を養ひ、洪水の憂を除くものなり。其他海陸交通の便を圖り、蒸氣・電氣・瓦斯・水力等の自然力の利用を盛にし、諸般の技術を精鍊し、商工業を振作し、貿易を殷盛ならしむる等、凡て國富を増益し、國力を發展すべきものは、孜孜として之を努めざるべからず。

由來我が國は天然の美に富むを以て、名勝・舊跡・其他風光の地は須らく之を保存して、彌、其の美を發揮せしむべし。山紫水明の境、通信運輸に便にして、保養行

樂にもよからんには、其の地は世界の公園となるべし。風景は國家の裝飾なれば、之を暴殄すべからず。凡そ殖産興業に必要なるは、資本主と勞働主との一致協力なり。例へば地主は小作人を相助けて、農業を豊かならしむるが如く、百般の生産家は、資力と勞力との協同に頼りて、始めて繁榮を致すものなり。

(大隈侯爵國民讀本に據る)

第十四 海外發展

我が國の人口は年々著しい割合を以て増加しつつある。然るに内地に於ける産業は農工商を問はず、年

年幾分か發達して行くにしても、それには凡そ限度があつて、此の著大なる人口の増率に對して、不足なく仕事を提供する餘地が無い。それ故に内地人は今後大なる奮發心を起し、場合によつては生れ故郷を離れて、我が志す事業を爲すに就て有望なる土地へ踏み出さなければならぬ。「骨を埋むる豈た墳墓の地のみならず、や、人間到る處青山あり。」といふ氣概を以て、世界を股にかける位の勇氣がなくてはならぬ。然らばわれ、内地人は何處に向つて發展すべきか、といふに、帝國の領域である臺灣・北海道・樺太・朝鮮へ行くもよからう。又我が勢力範圍内である滿洲へ行く

もよからう。是等の土地は内地に比して人口が少いだけそれだけ仕事を上にするに餘裕があるのみならず、開くべき土地がまだなかく多い。併しながら北海道・臺灣などは別として、朝鮮・滿洲あたりでは、朝鮮人や支那人が低廉な賃金を以て働くから、日本人がこれと競争するのは頗る困難である。資本を擁して事業家にならうとする人には有望であるけれども、労働者として立たうとするには最上の土地といふことは出来ない。労働によつて成功しようとするには、我が國よりも生活の程度の高い國へ行かなければならぬ。此の點から考へると、南北亞米利加などは、有望の地と謂

はなければならぬ。是等の土地には現に日本人が大分多く行つて居る。

併しながら北米合衆國は日本の労働者を排斥して、絶對に國內に入れない。又加奈太や濠洲などの歐洲人殖民地でもやはり異人種を排斥する。これには種種の理由もあらうが、兎に角事實がさうであるから仕方がない。それゆゑ將來日本人の發展地としては、南米などが最も有望な土地であらうと思はれる。南亞米利加は、我が國の四十六倍餘の面積を有して、人口は我が國よりも約六百萬人も少い。それで土地は豊饒で、農業に適して居るのみならず、礦物・林産物などにも富ん

で居る。尤も南米にも色々の國があるが、就中、珈琲の產地として有名な伯刺西爾などでは、日本人の移住を歓迎して居る。汽船は横濱から出帆して、僅かに三五晝夜くらゐで行くことが出来る。南米に次いで日本人に適して居るのは南洋である。南洋の内、シンガポール、ジャバ、ボルネオ、スマトラ、セレベス等は英吉利や和蘭の領分で、歐洲人の殖民地であるけれども、氣候風土が歐洲人に適しない爲に、異つた人種でも構はない歓迎して居る。是等の地方では椰子、護謨、甘蔗、茶、煙草、珈琲などが澤山に産するから、現に支那人が多數に入り込んで居るに拘らず、將來なかく、有望である。

氣候風土がよくないと云ふけれども、土地相當に注意さへすれば心配は無いと云ふことである。要するに、内地に居て生活難に襲はれたり、又は蝸牛角上の争をするよりも、廣大なる天地に新運命を開拓した方がどのくらゐ良いか分らない。これ獨り一身一家の爲ばかりでなく、盡忠報國といふ點から見ても、實に立派な事である。

第十五 世界に於ける日本

世界の文化駿々として長足の進歩をなし、人類は均しく其の幸福を謳歌すと雖も、蹴つて思ふに個人と云

はず、團體と云はず、皆其の福利と發展とを要望するの
結果、競争の劇甚なる實に古來其の比を見ざる所にし
て、將來の慘劇人をして戰慄せしむるものあるは、蓋し
推測するに難からずと謂ふべし。就中列國悉く其の福
利と發展との爲めに企計畫策する所益、深遠巧妙にし
て、従つて國際間の競争日に月に激烈を加へ、あらゆる
文明の利器を活用して以て他を凌駕し、斯くて自國の
安固擴張を圖らんとするに汲々たり。殊に最近歐洲
の大戦、否、世界の大打亂は益、此の形勢を助成し、一面に
於て數國互に協同して、軍國主義の打破を標榜して干
戈を取りしと雖も、裏面に於て各國益、富強の策を講じ

て、萬一に備へんとするに至りしは争ふべからざる事
實なり。加之未曾有の大戦は兵力財力の外に科學の
力の偉大なる所以を實證せるを以て、將來和戦兩様の
競争に於て此の力の卓絶せるものなくんば、到底優秀な
る地位を獲得すること能はざるは言を要せざる所なり。
更に翻つて東洋の形勢を見るに、既に前世紀以來、漸
次歐米列強の壓迫を受け、多くは既に其の獨立を失ひ、
猶二三の之を維持するものありと雖も、大勢の挽回容
易に企圖し難きのみならず、東洋に於ける列強の勢力
益、浸潤し、西歐に競争の餘地を存することの少なきに
従つて、競争の舞臺は益、東邦に移り、我が近海彌、多事を

極めんとするに至れり、

抑も我が帝國は、曩さきに日清日露の戦役を経て、茲ここに一等國の班はんに列したる上に、朝鮮半島亦我が版圖に歸し、領域の擴大と共に、國勢俄はやくに興隆し、文運日に進み、武威是れ揚りて、今や帝國の地位は東洋の一孤島にあらずして、遠く歐米の列強に對峙し、近くは東洋の盟主として世界の一大強國たるに至れり。斯くて我等は激烈なる列國強争の間に立ちて、一旦贏ち得たる地位を保持するのみならず、更に進んで國權の伸張を圖り、國運の發展を期せんとせば、富強に於て將た知能に於て完全なる準備無かるべからず。

併し乍ら我國の現狀を顧みるに、兵力の強大は古來我が國民の誇りとする所にして、我國が列強と對峙してよく今日の地位を贏ち得たるは、専ら兵力の致す所なるは言を竣すまたず。然りと雖も兵器の如き未だ完全に獨立せりと云ふべからず。況んや兵力に伴ふ財力に至りては、猶甚だ遺憾なる状態に在ること我等の熟知する所なり。是れ急速なる進歩に伴ひ、國費多端なるが上に、産業の發達遅かりし本邦にありては止むを得ざる所なりと雖も、將來優秀國民として、世界に雄飛せんが爲には、今日の如き財力を以て到底目的を達する能はざるは火を睹るよりも明らかなり。更に知能

に至りては、我が國民が之が研究に従事して以來日猶淺きにも拘らず、顯著なる進歩を遂げし事は列國の等しく認むる所なりと雖も、理論の研究に於て、將た其の應用に於て未だ遺憾なしと云ふ能はず。發明の如きは我が特許制度創設以來の件數全部を以てするも、米國一ケ年の件數にだも及ばずと云ふにあらずや。其の他産業と云ひ、貿易と云ひ未だ歐米の強國に如かざるは固より、僅かに二流三流の國と相伍するの悲境にあり。或は之を美術工藝に就いて見るも、古來我が國は美術國の稱あるにも拘らず、猶其の特色を發揮して獨得の地歩を占むるに至らず。

尙個人に就いて見るも、體力強大にして智識・技能に秀で、財力亦豊かにして縦横の活動を爲すとも、徳にして具はらずんば未だ以て個人としての價値を完うせりと謂ふべからざるが如く、國家に於ても亦然らざるを得ず。國家は最も進歩せる共同團體として、能く其の品格を完うせんが爲には、富強・知能のみを以て足れりと云ふ能はず、必ずや個人と等しく、其の道德に於て優秀なるものなかるべからず。之を列國の實狀に徴するも、國民の道德振興せざる國家は、獨り衰運に傾くのみならず、其の品格を全うする事能はず。換言すれば、國民道德の振否は、國家存亡の原因たるのみならず、

其の品位の高下の因つて分るる所以なりと謂ふべし。然らば我が國民の道德は如何。忠孝の大義は我が國民道德の精髓なり。されど今日の我が同胞は、果して能く此の大義を完うして遺憾なしと謂ふを得べきか。況んや正義は如何、公德は如何、自律・自助の徳は如何、數へ來れば我が國民の道德も、亦修養の前途遼遠なりと謂はざる可からず。

斯くの如く物質的方面より見るも、將た精神的方面より觀るも、帝國の現状は國民の一大覺醒かくせいに俟たざるべからざるもの多々これあり。實に今日は徒に一等國たる地位に甘んじて、惰眠を貪るの時にあらざるな

り。若し斯くの如くならば、光榮ある歴史も名譽ある地位も、以て益する所なきに至らん。思ひを遠く國運の將來に馳するもの、豈に最善の手段を盡さずして止むべけんや。(井上哲次郎)

新令
準據

公民教本下の卷 終

大正十三年七月二十五日印刷
大正十三年七月二十八日發行

新令 公民教本 附
準據

定價各金三拾錢

不許
複製

著作者

金港堂編輯部

東京市麹町區內幸町一丁目六番地

發行兼
印刷者

金港堂書籍株式會社

代表者 原亮一郎

東京市麹町區飯田町三丁目十番地

印刷所 明光社

發行所

東京市麹町區
內幸町一丁目六番地

振替貯金口座
東京八八二五番

金港堂書籍株式會社

288

118

終

